

# さいたま市自治基本条例検討委員会

## 第9回 会議の記録

日時	平成 22 年 8 月 30 日(月) 18:45～21:10
場所	さいたま市役所第2別館第3会議室
参加者 ※敬称略	[委員等] 計 18 名 歌川 光一／内田 智／遠藤 佳菜恵／小野田 晃夫／栗原 保／小林 直太／高橋 直郁／ ／古屋 さおり／細川 晴衣／湯浅 慶／渡邊 初江／伊藤 巖／染谷 義一／中津原 努／ 富沢 賢治／福島 康仁／吉川 はる奈／堀越 栄子(オブザーバー)(欠席者:中田 了介／ 東 一邦／三宅 雄彦) [事務局:さいたま市] 計 6 名 企画調整課副参事 高根哲也／企画調整課主幹 松本 孝／企画調整課総合振興計画係 長 柿沼浩二／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 島倉晋弥／企画調 整課企画係主任 清水慶久 [地域総合計画研究所] 計 2 名 松岡宏／細田祥子 [傍聴者] 2 名
配布資料	・次第 ・席次 資料1 さいたま市自治基本条例のコンセプト(基本的な考え方)(修正案) 資料2 さいたま市自治基本条例検討委員会 テーマ別部会構成(案) 資料3 テーマ別部会の検討テーマ(案) 資料4 中間報告の構成及びテーマ別部会の検討シート(案) 資料5 テーマ別部会の運営について 検討シート 参考資料1 意見交換の相手先に関するアンケート集計結果

### 1 開会

#### ○司会(事務局)

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(会議の公開と傍聴者の確認など)

- ・ 既にお知らせしてあるが、東委員が諸事情により 9 月末頃まで出席できないため、東委員の希望もあり、お休みの間、自治基本条例検討委員会設置要綱第 5 条第 4 項「委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。」に基づき、福島委員長の承認をいただいた上で、さいたま NPO センター副代表理事の堀越栄子様をオブザーバーとして参加していただきたいと考えている。
- ・ なお、堀越様は、委員会としての意思決定に関わることはできないが、会議に参加していただき、関係団体代表としてのご意見をいただくことになる。
- ・ この件につきまして、委員長、いかがか。

#### ○福島委員長

- ・ ぜひ、お願いしたいと思う。皆様もよろしいか。

(異議なし)

### ○堀越氏

- ・ 東委員の代理で参りました。よろしくお願ひします。さいたま市では高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討委員をしており、市民自治は重要なテーマであると考えています。

### ○中津原副委員長

- ・ オブザーバーとはいえ、本日から部会が立ち上がる重要な時期になる。ぜひ積極的な発言をお願ひしたい。

### ○司会(事務局)

(本日の進め方、配布資料の確認)

## 2 議題

### (1)広報チームからの報告について

#### ○福島委員長

- ・ 先週8月24日(火)の夜間に運営委員会を開催した。本日の議事や配付資料については、運営委員会での協議により決定し、または、それを踏まえて作成したものである。
- ・ 本日は、議題(3)「テーマ別部会について」の「④運営、進め方等について」で、部会に分かれて協議することになっており、そこで時間をとりたい。
- ・ それでは、議題(1)「広報チームからの報告について」、広報チームから報告をお願ひする。

#### ○栗原委員

- ・ 広報チームの発足については既に報告済みだが、活動内容については本日初めて報告することになる。
- ・ まず、第一にニュースレターを12月までに3回発行する。新鮮な情報を提供したい。
- ・ 次に、チラシ及びポスターを作成する。平成23年2、3月に実施する市民との対話集会等に向けたものである。
- ・ 本日は、9月末に第一号を発行する予定であるニュースレターについて、特に名称について協議いただき決定したい。その他、内容等の点についてご意見をいただきたい。ニュースレター第1号では、自治基本条例とはなにか、検討委員会の活動内容、裏面には「さいたま市らしさ」について意見を寄せてもらうスペースを設けている。5万部発行する。
- ・ 名称については、3案用意している。第1案『自治基本条例のおたより ヌウといっしょに考えよう』、第2案『自治基本条例だより』、第3案『市民自治のひろば』。
- ・ なお、ニュースレターは、さいたま市自治基本条例検討委員会の名前で発行したい。

#### ○高橋委員

- ・ 「ヌウといっしょに考えよう」というフレーズがとてもよい。しかし、自治基本条例はまだ制定していないので「さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより」とするほうが適切ではないか。

#### ○吉川委員

- ・ 広報チームとしてのおすすめはどの案になるか。

#### ○細川委員

- ・ 3つの案のうちどれがいい、という考えはない。ただ、名称は、分りやすく、固くないものであるべきと考えている。

#### ○内田委員

- ・ 「ヌウ」とはなにか？教えて欲しい。

#### ○遠藤委員

- ・ さいたま市のマスコットである。

#### ○細川委員

- ・ 子どもにも人気があると聞いており、市民にアピールするために効果的と考えて採用した。

#### ○福島委員長

- ・ 議論が第1案に集中しているので、この案をベースに進めることでよろしいか。  
(異議なし)
- ・ では、「自治基本条例のおたより」または「自治基本条例検討委員会からのおたより」のどちらにするのか、について議論したい。広報チームからは、なるべく固くない、漢字の少ない方がよい、という意見があった。

#### ○中津原副委員

- ・ 発行者名は、「さいたま市自治基本条例検討委員会」となるのか。

#### ○遠藤副委員長

- ・ 「(仮)自治基本条例のおたより」とすることも考えたが、「さいたま市自治基本条例」という固有名詞ではなく、一般的な「自治基本条例」であれば問題ないのではないか。

#### ○高橋委員

- ・ 第2案の「さいたま市自治基本条例検討委員会」の文字の大きさと位置を第1案に持ってくることはどうか。

#### ○小林委員

- ・ 賛成。

#### ○福島委員長

- ・ では、検討委員会の名称を目立つように、デザインは広報チームで検討いただくとして、第1案で決定としたい。

#### ○栗原委員

- ・ 本日、急な提案で申し訳なかった。9月末発行号は、メールで意見をいただくが、入稿スケジュールの関係から、運営委員会及び広報チームで決定させていただきたい。

(了承された)

#### ○福島委員長

- ・ 広報戦略は時間との戦いであるので、ご協力いただきたい。発行名は本検討委員会とし、事務局として企画調整課の名前と連絡先を記載する。

#### ○遠藤副委員長

- ・ 裏面では、さいたま市らしさについて意見を聞くスペースを設けるが、問いかけとして曖昧にならないよう、「今のさいたま市の魅力は何だと思いますか」という、より具体的な問いかけとした。今後もこのようなアンケートを付けていきたいので、ご意見があれば寄せてほしい。

### (2) 条例のコンセプト(基本的な考え方)修正案について

#### ○福島委員長

- ・ 続いて、議題（２）「条例のコンセプト（基本的な考え方）修正案について」。資料１については前回の検討を踏まえ、事務局で修正案を作成したものである。事務局から事前に送付されたと思うが、こちらで合意ということによろしいか。

（異議なし）

### （３）テーマ別部会について

#### ①構成について

##### ○福島委員長

- ・ 資料２にテーマ別部会構成を示した。前回、市民部会と議会・行政部会を設けることを決定し、どちらに所属したいか、希望をとった。その際は未定だった委員についてはバランスを見た結果、このような形でまとまった。
- ・ なお、渡辺委員には、市民部会から議会・行政部会に移っていただいたとのことで、ありがたく思う。運営委員会では、概ね了承済みだが、皆様はいかがか。

（異議なし）

#### ②検討テーマについて

##### ○福島委員長

- ・ 次にテーマ別部会の検討テーマについて、事務局から資料の説明をお願いしたい。

##### ○事務局

（資料３「テーマ別部会の検討テーマ（案）」の説明）

##### ○福島委員長

- ・ これからのテーマ別部会をスムーズに進めるため、検討事項の案を作成した。部会の中で追加や統合などあると考えられる。個々の検討テーマについては部会で検討いただきたいが、この場で発言したいことがあればどうぞ。

（意見なし）

#### ③中間報告の構成等について

##### ○福島委員長

- ・ 中間報告を今年の１２月までにまとめる必要がある。事務局に目次案を作成いただいたので説明をお願いしたい。

##### ○事務局

（資料４「中間報告の構成及びテーマ別部会の検討シート（案）」の説明）

##### ○湯浅委員

- ・ 中間報告とは、１２月の段階でのまとめを報告するものなのか、あるいは、ある種の評価が下されるものなのか。

##### ○事務局

- ・ 他の市民から意見をもらうための材料、たたき台という意味合いである。

##### ○中津原副委員長

- ・ この会としての中間報告を他の市民に見てもらい、ブラッシュアップするものである。また、議会や行政に対しても、中間報告を示して意見をもらうことになるだろう。

##### ○福島委員長

- ・ 中間報告を出すことで、検討委員会での議論の論点を明らかにし、市民に対してアピールする重要なステップだと考えている。このような中間報告は、国、地方問わず、審議会ではよくあるステップである。

#### ④運営、進め方等について

##### ○福島委員長

- ・ 本日はこの議題に時間を使いたい。事務局から資料の説明をお願いしたい。

##### ○事務局

(資料5「テーマ別部会の運営について 検討シート」の説明)

- ・ 部会の進行については、地域総合計画研究所がサポートさせていただく。

##### ○福島委員長

- ・ では、8時50分まで部会検討とする。

(部会検討の記録については別紙参照)

##### ○福島委員長

- ・ テーマ別部会の発表を受けて、意見交換をしたい。

##### ○内田委員

- ・ 意見交換の相手先に関するアンケート結果を見ると、両部会に○が付いている団体があるが、どのように進めるのか。

##### ○福島委員長

- ・ 共通する相手先であれば、合同で行った方がいいのでは。そのような考え方で日程などを調整したい。片方の部会が意見交換をする際にはもう一方の部会の委員が参加してもよい。

##### ○中津原副委員長

- ・ 毎月第4月曜日を定例の全体会議とするが、両部会の情報交換をするだけなのか。もっと有意義な使い方はないか。例えば、合同で意見交換をできれば一番よい。

##### ○福島委員長

- ・ 定例の全体会議の議題については、運営委員会で検討したい。以上で本日の議題を終了する。

### 3 その他

##### ○事務局

- ・ 9月8日(水)の会場については至急、確保して連絡する。
- ・ 9月13日(月)及び27日(月)は浦和コミュニティセンターで行うので注意いただきたい。
- ・ また、会議録について発言者の名前を一部A委員、B委員としていたが、6月末に開催した第5回委員会のものから、本人の了承をいただき、発言者のお名前を出している。
- ・ 最後に、運営委員会及び部会長は終了後少し残っていただくようお願いする。

### 4 閉会

##### ○司会

- これで、「第9回さいたま市自治基本条例検討委員会」を終了とする。ありがとうございました。

# さいたま市自治基本条例検討委員会 第9回会議 テーマ別部会検討の記録

## 市民部会

〔委員〕

内田、小野田、栗原、小林、古屋、細川、伊藤、中津原、富沢、吉川

### 1. 部会長の選任

- ・ 部会長：中津原委員
- ・ 副部会長：古屋委員

### 2. 部会検討の進め方

#### 【各団体からのヒアリングを先行する】

- ・ まず団体から話を聞きたい。
- ・ 自治基本条例に対する各団体のニーズや期待を聴いて、その上で条例の内容を検討する。
- ・ 条例がどの分野で役に立つのか、そのための課題を聴く。
- ・ 各団体から実際に困っていることを聴き、条例への反映を考える。

#### 【各団体への聴き方】

- ・ 課題がはっきりしているものについては、テーマを明確にして聴くことができる。特に市民団体の場合は、課題を持って活動しているので、テーマを明確にしていくことが必要だろう。
- ・ テーマ別に課題発見をするため、各団体に個別に聴くのではなく、関係する団体をグルーピングして聴く。

#### 【各団体にヒアリングするための事前準備】

- ・ ヒアリングは、質問の投げかけ方が重要。事前に聞きたいことを絞り込み、事前に相手に伝えた上で聴くようにする。
- ・ テーマの絞り込みは、活動にとって役に立つ条例とは何か、という視点で行いたい。

#### 【一般市民へのヒアリングはフォーラム段階で工夫して行う】

- ・ 一般住民にもヒアリングする必要があるのではないか。例えば、タウンミーティングのような形式でも。
- ・ タウンミーティング的なやり方を現段階で行うと、意見内容が拡散して、条例検討に参考となる意見は出にくいのではないか。
- ・ 一般の市民に対しては、現段階で課題を絞り込んで聴くことは難しく、条例の形が一定程度できた段階で聴くのが最適だと思う。
- ・ 今後一般市民向けにフォーラムが予定されている。その際に幅広い一般の市民から意見交換できる場を考えるようにする。

#### 【12月までのスケジュールについて】

- ・ 9～10月を団体へのヒアリング期間として、11月から条例に盛り込む内容等の検討を行う。
- ・ ヒアリング対象が多いので部会開催は週1回程度とする。
- ・ 相手の都合でヒアリングを行わない週があることが想定されるので、その時は、条文に盛り込む内容等の検討に当てる。

### 3. 部会日程

#### 【当面、9月の部会日程】

- ・ 部会開催は、9月8日18:30～、9月13日18:30～、9月27日18:30～とし、9月20日の週の部会開催日は8日に調整する。
- ・ 9月8日に、13日のヒアリングに対してテーマを絞り込む検討を行う。
- ・ 原則、部会開催日にヒアリングの日程を当てるが、相手との関係で日程がずれる場合には、部会メンバーの出られる人がいれば実施する。

#### 【当面のヒアリング対象と場所】

- ・ 当面のヒアリング対象は、次のようにする。
- ・ ヒアリング場所は、複数の団体が一堂に集まりやすい場所を設定して、出向いてもらうことを基本とする。
- ・ ただし、相手によっては、こちらから出向くことも想定する。

#### ①環境まちづくりの市民団体

- ・ 9月8日に団体のリストアップとテーマの絞り込みを行う。
- ・ 時間がないため、わかっている範囲で次回の部会開催以前から呼びかけを始める。
- ・ リストアップは部会長がたたき台を作成。
- ・ 第1回ヒアリング予定を、9月13日18:30～と設定する。

#### ②市民活動及び協働の推進条例策定の関係者

- ・ 区民活動や区民会議についても提案を行っているので、その時の思いや提案の背景、現状の課題などをヒアリングする。
- ・ 提言内容と条例との違いなどを聴きたい。
- ・ 今後、部会で全体的な市民の視点から条例を検討し、提言を作成していく上で参考になる。

#### ③自治会等の地域組織

- ・ 地域の助け合いや地域のコミュニティの課題を聴く。福祉団体や自治会等が対象になるが、再度対象を具体的に検討する。相手が忙しい人が多いので早めに検討する。
- ・ 相手の状況によって、ヒアリング時間帯が昼間になるかもしれない。

### 4. 次回の議題(9月8日)

#### 【環境まちづくり団体へのヒアリング準備】

- ・ 環境まちづくり団体のリストの提案（部会長）
- ・ それ以外の環境まちづくり市民団体のリストアップ
- ・ 上記団体への呼びかけ分担
- ・ ヒアリング項目の絞り込み

#### 【市民活動推進条例策定関係者へのヒアリング準備】

## 議会・行政部会

#### 〔委員〕

歌川、遠藤、高橋、中田（欠席）、湯浅、渡邊、染谷、東（欠席）、福島、三宅（欠席）、堀越（オブザーバー）

#### 1. 部会長の選任

- ・ 部会長：染谷委員
- ・ 副部会長：歌川委員



## 2. 部会検討の進め方

### 【部会検討を行った上で意見交換を行う】

- ・ 意見交換をするにあたり、明確な目的、検討委員会としての考えを持って臨むべきである。
- ・ 質問項目など、テーマを絞って意見交換をしなければ、相手も何を答えていいかわからないのではないか。
- ・ 質問項目を明確に伝えておくことで、相手も準備が可能となり、有意義な意見交換になると思われる。

### 【12月までのスケジュールについて】

- ・ 議会や市長との意見交換は日程を確保するのが難しそうなので早めに調整に入った方がいい。
- ・ 9月いっぱいには意見交換の準備とともに、部会として中間報告の骨子を検討する。
- ・ 10月から11月半ばまでに意見交換を行う。
- ・ 議会との意見交換は、会期中を避けて行う。
- ・ 11月半ばから12月にかけて、中間報告の原案をまとめる。

(スケジュール表は巻末参照)

### 【中間報告の水準について】

- ・ 中間報告とはどの程度の内容なのかを確認しておきたい。「条例案骨子」を求められているとするとまだ難しいのではないか。
- ・ 「盛り込みたい内容」というようにとらえてはどうか。
- ・ 「考え方・解説」から検討して、エッセンスだけを「条例案骨子」とすれば検討しやすいだろう。

### 【検討テーマに関する学習が必要】

- ・ 『議会への市民参加』が重要なテーマだと考えている。検討テーマ案である「(1) 議会の役割・責務、(2) 議会運営、(3) 議員の役割・責務」を中心に肉付けしていきたい。
- ・ 行政のテーマについては、どのような骨格になるのかまだわからない。
- ・ 他の政令市の自治基本条例をいくつか読んでみるべき。おおよその構造を頭に入れておく必要があるだろう。
- ・ 議会基本条例その他、これまでの資料を読み直した上で、学識委員である福島委員にレクチャーをお願いできないか。自治基本条例の総論は三宅委員から講義を受けたので、この部会のテーマに沿った具体論を講義いただきたい。

## 3. 部会日程の設定

- ・ 9月はある程度早めに動き出して全体の見通しを立てたい。
- ・ 三宅委員の都合を勘案して、月曜日以外の開催を考える。
- ・ 9月は、8日(水)、13日(月)、27日(月)いずれも18:45~とする。
- ・ 10月以降は意見交換の日程とあわせて後日、設定する。

## 4. 議会との意見交換

### 【検討委員会の案の情報提供と意見交換】

- ・ 検討テーマ案である「(1) 議会の役割・責務、(2) 議会運営、(3) 議員の役割・責務」を中心に肉付けし、検討委員会の提案として議会に持ち掛ける。

### 【分権時代の議会の役割】

- ・ これまでの議会の役割ではなく、これからの役割について議会自身がどのように考えているのかを聞きたい。
- ・ 議会が、市民の目線に立って議会がどれだけ変われるのか。
- ・ 市民自治についてどの程度、何を考えているのか知りたい。

## 5. 行政との意見交換

### 【事務局を対象にした準備的な意見交換】

- ・ 事務局の方との意見交換をまずやってみてはどうか。

### 【職員アンケート】

- ・ 自治基本条例についての職員研修はまだない。職員がどれだけ市民自治や自治基本条例について知っているのか把握したい。
- ・ 年齢、役職別に意識を把握してはどうか。自治基本条例ができた後にどのように働きかけたらいいのか、という戦略を検討する材料になるのでは。

### 【市民参加の成果と課題】

- ・ これまでの市民参加の取組について、成功例と失敗例があれば聞いてみたい。

### 【各課との意見交換】

- ・ 職員の意識を把握するアンケートとは異なり、各課の公式見解を聞く場も必要か。

## 6. 次回の議題

1. 各団体との意見交換について
  - ・ 方法
  - ・ 質問項目
  - ・ 中間報告の骨子
2. 共通テーマについて（余力があれば）

## 市民部会の進め方

日程		内容
9月	8日 (水)	・環境まちづくり団体へのヒアリング準備 ・市民活動推進条例策定関係者へのヒアリング準備
	13日 (月)	・環境まちづくり団体へのヒアリング予定
	未定	・市民活動推進条例策定関係者へのヒアリング予定
	27日 (月)	・全体会 ・部会
10月		
	25日 (月)	・全体会 ・部会
11月		
	22日 (月)	・全体会 ・部会
12月		
		・部会案のまとめ

**意見交換**

- ① 環境まちづくり団体
- ② 市民活動推進条例策定の関係者
- ③ 自治会等の地域組織

中間報告のまとめ

### 議会・行政部会の進め方

日程		内容
9月	8日 (水)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">                     部会検討                      ①意見交換の企画                      ②中間報告の骨子                 </div>
	13日 (月)	
	27日 (月)	
10月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">                     意見交換                 </div>
	25日 (月)	
11月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">                     中間報告のまとめ                 </div>
	22日 (月)	
12月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">                     中間報告のまとめ                 </div>
	13日 (月)	